

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日に
おき、翌
日の翌日
が当り)

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定（保険課）
健康保険法による指定訪問看護事業者の指定（ 〃 ）
土地改良区の役員の住所の変更（農村整備課）
県営土地改良事業計画の決定（ 〃 ）
保安林の指定の解除予定（二件）（森林保全課）
宅地建物取引業法に基づく公開による聴聞（住宅課）
- ◇ 監 査 公 告 監査結果を参考として知事が講じた措置の公表
- ◇ 公 告 傍聴することができる指名競争入札の執行（管理課）
- ◇ 調 達 公 告 随意契約の相手方の決定（会計課）
公募型指名競争入札の実施（管理課）
- ◇ 正 誤 平成十一年十月一日付鳥取県告示第六百四十二号中訂正

告 示

鳥取県告示第六百八十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険

医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年十月二十六日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
レディースクリニック ひまわり小笹産婦人科	倉吉市南昭和町二七一	平成十一年十月十五日
谷口歯科医院	鳥取市立川町五丁目二四一一	平成十一年十月十六日
六戸医院	鳥取市田島七一六	平成十一年十月十八日
医療法人明生会あけし ま歯科医院	倉吉市幸町五〇七一八	平成十一年十月二十一日
有限会社大村薬局城北店	鳥取市田島七三七	平成十一年十月十五日
うるしばら漢方薬局	岩美郡国府町新通り三丁目三五〇一一	〃
あかさき薬局	東伯郡赤崎町大字赤碕一九八四一八	〃
増谷薬局蓮池店	境港市蓮池町一〇二一	〃
野の花薬局	西伯郡中山町田中六五一一一	〃

鳥取県告示第六百八十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条ノ五第二項本文の規定に基づき、同法第四十四条ノ四第一項の規定による指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされるものについて、同法第四十四条ノ十二第一号の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年十月二十六日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指 定 年 月 日
医療法人賛幸会	鳥取市野寺六二一	訪問看護ステーションはまゆう	鳥取市野寺六二一	平成十一年十月一日

鳥取県告示第六百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり天神野土地改良区から役員の仕事に就任を命じた旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年十月二十六日

鳥取県知事 片 山 善 博

理 事	石 質 貞 夫	変更前	倉吉市福山二四六
〃	北村 兼蔵	変更後	倉吉市福山二二五一一
		変更前	倉吉市志津九〇一一八
		変更後	倉吉市志津九〇一一八五

鳥取県告示第六百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業城堰地区頭首工整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年十月二十六日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年十月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所 北条町役場及び大栄町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百八十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年十月二十六日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福山字カンナカ谷二四五の一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百八十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年十月二十六日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町福居字穴ヶ峠奥五五八の一・五五八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五五八の三

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

二一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町福居字砂田ノ空ラ七四〇の一、七四〇の二、七四一の一、七四一の三、字清水横路七四二の一・七四三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七四二の五、七四三の二

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第六百八十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定による処分について、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定により告示する。

平成十一年十月二十六日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 聴聞の期日

平成十一年十一月五日 午後一時三十分から

二 聴聞の場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁第十三会議室

三 聴聞の当事者の住所及び氏名

鳥取市栄町六五五

三道開発株式会社 代表取締役 澤田道三

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成9年度に係る監査結果（平成10年12月鳥取県監査委員公告第1号）を参考として措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成11年10月26日

鳥取県監査委員

秋 田 直 武
船 越 英 男
回 奥 田 保 明
回 松 田 一 三

総務部国際課

1 監査結果

食糧費、使用料及び賃借料の資金前渡による支出において、精算が大幅に遅延しているものがあつたので、適正な事務処理を行われない。

2 講じた措置

資金前渡で支払われた食糧費等の精算状況を随時チェックすることにより、同様の事態が起らないよう職員への徹底を図つた。

日野地方農林振興局

1 監査結果

公用車の損傷報告が行われていないものがあつたので、適正な事務処理を行われない。

2 講じた措置

平成10年11月19日に物品損傷報告を受け、平成10年12月3日に当該職員に賠償責任はないものとして処理した。

鳥取土木事務所及び倉吉土木事務所

1 監査結果

道路占用料について、調定の時期が大幅に遅延しているものがあつたので、適正な事務処理を行われない。

2 講じた措置

NTT、中国電力等の占用物件が多い占有者については、占用物件の種類及び数量を年度当初に確認し、早期の調定に努めた。

他の占用物件についても、新規、廃止等の確認処理の強化を図つた。

公 告

建設工事の指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。この指名競争入札の執行については、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則第66号）附則第3項の規定により、傍聴することができる。

平成11年10月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事名

(1)

ア 主要地方道西伯根雨線緊急地方道路整備工事（改良）（中1号橋上上部工）

イ 一般県道俵原青谷線道路改良工事（高架橋上部工（架設））

ウ 主要地方道鳥取港線橋りょう整備工事（千代橋1工区）

エ 主要地方道鳥取港線橋りょう整備工事（千代橋2工区）

(2)

ア 一般国道482号橋りょう整備工事（上部工）

イ 一般県道俵原青谷線道路改良工事（善田橋（仮称）上部工）

2 日 時

1の(1) 平成11年11月5日 午前11時から

1の(2) 平成11年11月5日 午後1時20分から

3 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

4 遵守事項 傍聴者は、別に定める鳥取県建設工事入札傍聴要領を遵守すること。

5 問合せ先 鳥取県土木部管理課建設係（電話番号0857-26-7347）

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成11年10月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達物件名及び数量 たい肥化処理装置（タンクン式急速醗酵堆肥製造装置（NTB-5型）一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成11年9月17日
- 4 契約者の氏名及び住所 拓進醗酵株式会社
 岡山市今在家276-3
- 5 契約金額 38,813,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約予告公告日 平成11年8月6日
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号
- 8 契約担当部局の名称及び所在地 鳥取県出納局会計課
 鳥取市東町一丁目220

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年10月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工事名 用瀬町公共下水道事業（県代行）用瀬浄化センター建設工事（機械設備）

(2) 工事場所 八頭郡用瀬町大字美成

(3) 工事内容

ア 本件工事は、用瀬浄化センターの水処理施設及び汚泥処理施設に係る機械設備工事である。

イ 本件工事は、別途発注予定の電気設備工事、土木工事等と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の詳細

ア プレハブ式オキシゲーション装置一式（汚水処理能力500m³/日）
 なお、全体汚水処理能力は1,000m³/日、1系列当たり汚水処理能力は500m³/日である。

イ 付属施設 一式

(5) 工期 平成11年12月から平成13年3月20日まで

(6) 予定価格 249,879,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（機械器具設置工事）の許可を受けていること。

(3) 平成10年7月鳥取県告示第492号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、機械設備工事に係るものを有すること。

(4) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における機械器具

<p>設置工事の総合評点が1,000点以上であること。</p> <p>(5) 平成11年10月26日(火)から同年11月8日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(6) 平成11年4月1日(木)から追って通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。</p> <p>(7) 平成2年度以降に、次のいずれかの工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工し引渡しをした実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。</p> <p>ア 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場(処理方式がプレハブ式オキシデーシヨンプライツ法であるもの)の反応槽及び最終沈殿池を含む水処理施設に係る機械設備工事</p> <p>イ 地域し尿処理施設、農業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設又は漁業集落排水処理施設の反応槽及び最終沈殿池を含む水処理施設に係る機械設備工事</p> <p>(8) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。</p> <p>ア 平成2年度以降に同種工事に従事した経験を有する者であること。</p> <p>イ 建設業法第27条の18第1項に規定する水道施設工事業又は機械器具設置工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>3 技術資料の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。</p> <p>ア 交付期間及び時間</p> <p>平成11年10月26日(火)から同年11月8日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の</p>	<p>午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設係(鳥取県庁本庁舎5階)</p> <p>(2) 技術資料の提出</p> <p>本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。</p> <p>ア 提出期間及び時間並びに提出場所</p> <p>(1)に同じ。</p> <p>イ 提出方法</p> <p>持参すること。</p> <p>(3) 技術資料の審査</p> <p>提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設係(電話番号0857-26-7347)とする。</p> <p>(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。</p> <p>(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。</p>
--	---

正 誤

平成十一年十月一日付鳥取県告示第六百四十二号（口頭による開示請求ができる個人情報について）中次の箇所にて誤りがあったので、訂正する。

頁 段

行

誤

正

一 下

六

行政書士採用試験

行政書士試験

二 上

二十四及び二十五

家畜人口授精師養成講座

家畜人工授精師養成講座